

平成 28 年度第 2 回福知山市入札制度改革等検討委員会 議事概要

|                     |   |        |
|---------------------|---|--------|
| 開催日時及び場所            | 平成 28 年 12 月 21 日 (水)<br>午後 2 時 10 分～午後 4 時 10 分<br>市民交流プラザふくちやま 視聴覚室 (3 階)   |        |
| 出席委員名簿 (職業)         | <p>委員長 <small>たかはし</small> 高橋 <small>ゆきお</small> 行雄 (弁護士、現福知山市入札監視委員長)</p> <p>委員 <small>せきね</small> 関根 <small>えいじ</small> 英爾 (ジャーナリスト (元京都新聞論説委員))</p> <p>委員 <small>まつしま</small> 松島 <small>かくや</small> 格也 (京都大学大学院工学研究科准教授)</p> |        |
| 議事概要                | <p>1 開会</p> <p>2 あいさつ (高橋委員長)</p> <p>3 議事</p> <p>(1) 福知山市公契約大綱の制定について</p> <p>(2) 入札制度改革について</p> <p>◇ 各委員から出された意見等を踏まえ、次回に持ち越し審議することとした。</p>   |        |
| 委員からの意見・質問とそれに対する回答 | 意見・質問等  | 回答等    |
|                     | 別紙のとおり  | 別紙のとおり |

| 意見・質問等   | 回答等   |
|--|---|
| <p><b>公契約大綱の制定について</b></p> <p>大綱に制定日を入れていただきたい。</p> <p>「地域経済の振興に資するため、地元企業への発注を原則とします。例外的に市外業者に・・・」という部分について、これをそのまま読むと市内の業者にしか出さないと書いているに等しい。大綱にある健全な競争環境の確保とは逆行する話になるので、運用として、「地域に貢献する企業とは、市内に会社があること」とするのはいいが、大綱に市内にしか出さないと書くのはどうか。</p> <p>5 の評価・検証による改善という項目があるが、詳細な取り組み内容の中でどうするのかを書くのが、望ましい。また今後、どのように進めていくのか、決まっていることがあれば教えていただきたい。</p> <p>事業主がどこに会社を構えているかで（入札参加を）制限できるかということについては、地方自治法施行令に、原則、自由で例外として地域によって制限できると書いてある。大綱では、原則市内に限るとあり、原則と例外が逆転しているのでコンプライアンスの点からもどうか。</p> <p>地域経済への配慮という表現について、配慮という言葉に引っかかりがある。</p> | <p>いつから施行したか表記したい。</p> <p>特に技術力や施工実績が必要となる場合は市外業者に参加してもらう場合があるので市外業者を排除する思いではない。</p> <p>評価・検証の部分について、確認をして検討していきたい。</p> <p>「地域に貢献する企業への発注」など表し方は少し検討させていただきたい。</p> <p>原則市内と明言していいのか。市外業者を排除することになるのではと意見があった。それも含めて表現を整理したい。また、京都府にも公契約大綱がある中で、なぜ福知山市が新たに大綱を制定するのか明確にするべきだということであったが、それに関しては、京都府の大綱はあくまで行政指針であり条例ではないため、ほかの市町村には及ばないことから、福知山市の調達方針について市の姿勢を示す公契約大綱を制定すると説明した。</p> <p>地域経済の配慮というところで、手心を加えるという意味があるのではないかという</p> |

配慮とは、若干手心を加えるというよう  
なニュアンスがないこともない。例えば  
「地域経済への寄与」や「地域経済の振  
興」など、ご配慮いただきたい。

評価・検証による改善は、どのように  
具体的に計画・実行・点検・改善を実現  
するのか。また、これを常に実現する場  
合に公開の場で外部の人も入って常に論  
議し、目を光らせるということが重要な  
役割を果たすと思うので具体的に記述で  
きかないか。あとは運用について、別のガ  
イドラインがあってもいいが少し大綱に  
記述があってもいい。京都府は膨大な事  
務処理のマニュアルが作られているが、  
福知山市はどう事務処理をやっていくの  
か。具体的に施行にあたっての作成の見  
通しはどうか。

事務処理について、京都府に準じてで  
きるところはそのまま準用していただく  
など工夫をしながら実施されたい。

大綱の冒頭部分は、理念などを表す重  
要な部分だが、さらに付け加えて整理し  
たほうがよい。そもそも公契約、入札に  
大切なのは、税金を使って品質の高い効  
率的な公共調達をはかるということであ  
る。冒頭に高品質かつ効率的な公共調達  
をやるという文言を入れて、その目的の  
ために公契約の発注者の立場として公  
平、公正、透明な競争を確保するとし  
たほうが良い。そこまでが本来の入札なり  
公契約の重要な部分となり、地域経済の  
発展などは本来の入札なり公契約とは  
ニュアンスの違う問題であるから、公平公  
正で透明な競争というものとその他の要

ことだが、寄与や振興といった文言も踏まえ  
て整理したい。

評価・検証のところについて、具体的な実  
現方法は、大綱が理念的なものであり、詳細  
な記述はないが、契約監理課が事務局の入札  
監視委員会もあるので、それも含めて整理を  
したい。

運用については、府が設定している適正化  
指針にあたる基準をつくるべきなのかとい  
うところを早急に検討したい。福知山市内の  
業者は、京都府の入札にも参加されており、  
京都府とまったく違う基準を採用すると業  
者も煩雑になると思われる。京都府に準じる  
形で設定をしていきたい。

公契約大綱のはじめの導入の部分は大事  
な部分になる。行政運営においては、地方  
自治法に最小の経費で最大の効果をという  
ところがある。品質のことも非常に大事だ  
し、効率的な公共調達という視点で大綱の  
冒頭部分を表記し、大綱に基づく詳細な取  
組み事項もバランスをみて対応したいと思  
うので参考にさせていただきたい。

素をまるで対等であるかのように列挙するのは違うと思う。むしろ公契約の発注者としての立場から、公正、公平、透明な競争を確保するとともに、その公契約が社会的に重要な役割を担い、地域経済に大きな役割を担っているから、地域経済の発展、市民の安全安心、適切な労働環境の確保、社会貢献の実現にも目くばりをした均衡のとれた入札制度を構築するというように整理したほうが、何が大事なのかという点が整理できてよい。そのような形で文言を工夫していただきたい。

今回、変更が加わった、「今後、社会経済情勢に即応して、柔軟かつ迅速に必要な応じて見直していくこととしています」とあるが、大綱というものの性質上、細かい末端の施行項目についてはそれでいいと思うが、骨子の部分は一番大事なところなので、ころころ変わっても困る。柔軟かつ迅速に必要な応じて変更していく部分はどういうところなのかある程度分かるような表現をしたほうがよい。

(大綱の見直しについて) 大綱のはじめに書くのがいいかどうか疑問だ。むしろ最後のほうに「必要な応じて見直すこともある」ぐらいでいい。

現実的には見直しが出てくる。この大綱は行政内部の指導要項的なもので、はじめに出てこなくてもいいと思うが、見直しは必要なので、どこかに明記し取り扱われたらいいのではと思う。

評価・検証による改善や細かい実施項

|  |   |
|--|---|
| <p>目を列挙しているが、どういうところを見直すというものをある程度頭においておかないと、言葉遊びだけになりよくない。</p> <p>この大綱について、議論もずいぶんやってきたが、どういう段階で仕上げるのか。プランはどうなっているのか。</p> <p>今年度で仕上げるということか。今、委員からいろいろ質問や、再考しなければいけない項目について、最終的なものはこの委員会に諮るのか、諮らないのか。</p> <p>この大綱は公契約全般にいきわたるという理解をしている。建設工事を中心にまとめたと思うが、公契約全般に網がかかるということをおわかっていただくためにはあまり建設工事と書かないほうがいい。</p> <p>公共調達といえば、工事に限らず、あらゆるものを含めてのことだと思うが、そうすると特定の建設工事であるとか個々の項目の中で列挙すると読み手に戸惑いを与えるのでその辺は整理をしていただきたい。公契約大綱と一般に言われているものはあらゆる公共調達を含める概念として用いられているのが一般的だ。公共調達という言葉を出しているなら、建設工事に限らないと一般には理解される。建設工事が圧倒的に大きな比重を占めるので今まで違和感はなかったが、改めてどうなのか。整理していただきたい。</p> | <p>できれば来年度から運用していきたい。</p> <p>本年度もう一度委員会を予定しているので、そのときに修正したものを提示したい。</p> <p>建設工事以外の一般の物品の契約も公契約にはあるので、そこまで把握した上での特約での公契約なのか、京都府の公契約では物品を含めた公契約になっているのか整理しておかないといけない。</p> <p>京都府の公契約大綱を見ると、建設工事を中心に整理はしているが、物品の場合も一部書いている。福知山市は物品に関する表記をせずに大綱の素案を作成しているのでその辺は整理をさせてもらいたい。</p> <p>建設工事を前提に元請発注など表記している。例えば、労務の委託や物品の購入だともう少し加えなければならぬ内容も出てくると思う。もともと元請下請関係だとか、施工体制台帳など、建設工事に特化した内容を前提に書いているので、すべての公契約まで今回の内容としてそこまで広げられるかというところは確認したい。建設工事以外で規定しなければならない所が抜けているのであれば、最初にそういう前提をおくという</p> |
|--|---|

### 入札制度改革について

等級区分点を740点以上に変更する、740点についてももう少し具体的に説明をしていただきたい。

本来は区分点を下げるより企業努力によって点数が上がるのを待つべきだ。そうでないと、これまで努力してきた企業が報われなくなる。資料では、経審点が結構変化しているが、工事成績などが経審点に反映していれば、技術力が上がっている業者は経審点が上がるはず。であれば、必然とより高いランクに行け、それがまた技術力を向上させるインセンティブになると思う。だとすると、なぜここでゲタをはかせるようなことをするのか疑問だ。6者で業者数が少ないのが問題であるなら、思い切ってB等級でも応募できるようにするべき。

地元企業の動向と説明されている中に近年技術力がアップとあり、これを検討の方向性にも反映させたい趣旨の説明なのだろう。技術力が上がってきているのであれば、それも経審の点数にも反映していると思うが、上位の業者はそれがいえるが、B等級の場合、必ずしもそうい

こともあると思うので検討させていただきたい。

経審点が740点から800点の業者の成績評定点の平均が74.6点であり、それ以上拡大すると点数も下ってくる。成績評定点が75点以上の点数をキープするのはしっかりと技術力を持ったところではないと難しいので、制度設計としては、740点のところにA等級のラインを設定したということになる。

業者選定はいろんな要因があり価格だけではないし、業者数が多ければ競争性が高いのかということも一方では見なくてはいけない。先ほどあったように、地域貢献度をどのように考えていくのかということもあり、すこし整理をして、いろんな観点から見てどういう制度がいいのか。改めて次回報告させていただきたい。

10者というのは、競争性のひとつの基準としては考えているが、各市の市内本社・本店の考え方や、技術的などところでの判断、また、京都府も740点であり、1つの参考として判断した部分もある。また、このシミュレーションでいけば、Aが10者になるというのもあり、いろいろ総合し

うことがいえない。740点にしたのは10者ずつになるように機械的にやったのか。

経審の点数を見てみると、AとBの間に大きな差があって、Bにはあまり差がないので、その間の740点に線を引く意味がわからない。Aを10者にするだけで決めたという印象しかない。それは地元企業が技術力をアップしたというのが理屈にならず、説明がよくわからない。特に電気について6者では競争性が足りないから何とかしたいというのであれば、技術力を上げて800点を超える企業が10者以上あるという状況をつくることが大事だ。

技術力がもし仮に正確に現在の経審に反映されていないとするなら、そこを変えるべきだ。なぜこれが問題かというところ、一切努力しない企業でもAに入ってしまうことがある。それはよくない。努力している企業が損をすることになる。

冒頭の「技術と経営に優れ、地域に貢献する優良な企業の育成」を基本方針としてと謳っているが、それと果たして合致するのか。Aに入ったからがんばろうという企業もあるかもしれないが、そんなに努力しなくても自分たちはAの仕事に参加できるんだとなるかもしれない。書いていることと矛盾しないか。

Aランクになることによって技術力が高まるとか、経営力が高まる、施工能力が高まるという蓋然性はあるのか。ラン

でバランスをとる中で、競争性の確保は大前提におきながら、740点という提案をした。

地元企業の技術力や実績を踏まえての今回の提案である。業者数もA10者B10者C6者という形でバランスとしてはいい形での制度設計ができたと思っている。なぜ6者ではだめなのかという部分だが、入札監視委員会でも競争性について毎回委員からは意見があり、その中で地元企業の技術力のアップの状況やしっかり工事をやってもらっている状況、近隣市の状況などを総合して、今回の提案という形になった。

本来、目指すべき形は上位等級を目指してインセンティブが働くような方向付けをしていくのが本来の理想の形かもしれない

クを変えることによって業者が育成されていくことはあるか。

ハードルを下げるということは安易に流れるということは常にあることで、特にこんなに顕著に2年ほどで何十点も下がっているというのは、どんな事情によるのか、その企業はなぜ下ったのか。また、ここで線を引くのはそれを救済するような話だ。それは個別の事情によるのか、よらないのか。それを含めて考えないと、線は引いたけども問題を抱えている企業がAに入り、それとほとんど同様のBの業者が入れてもらえないと何なんだというような個別の事情も考える必要がある。どこで線を引くのかは慎重にやらないといけない。信頼の問題もある。

が、大規模工事等については上位等級が対象になる工事であるので、上位等級を維持していくには技術力を維持していくことにもなるので、一番の理想としては上位を目指すという方向付けをできるのがよいのかもしれないが、今回の提案としては区分点を下げてAが10者という状況を作っていく、技術力についても問題ないという整理をした提案となる。

公共工事は「もの」を作っていくということであるが、「もの」というのは品質の高いものを作ってもらい、それがライフサイクルコストから見ても長期に機能を発揮する状況は市民にとってもプラスの形だと思う。「品質の高いもの」というのを今回は評定の点数で見たところであるが、個々の業者の動きを見ると御指摘のとおり部分もあると思われる。全体としての技術力を踏まえたバランスを見ての提案という形で説明をさせていただいた。

いずれにしても、競争性を確保していかないといけないということもある。また、京都府の大きな工事でも740点の業者でも十分入ってきて工事をして完成検査ができています。同じ業者を持つ中丹西土木事務所との齟齬をなくしたいというのがひとつある。そもそも福知山市が800点を作ったときの根拠は何かともなる。他の市町村を見ても一概に700点の事業者がレベルが低いということではなく、ランクの枠組みの中で決めてきたというのが現実である。あとは、どこかで切らなければならないとなったときに、京都府と同じテリトリーを持っている福知山市として、そこと合

|   |  |
|---|--|
| <p>経審の点数の付けかたは京都府でも福知山市でも一緒なのか。</p> <p>今の話からすると、競争を確保するのが目的だということでもいいか。それともやはり最初の説明のように事業者の能力を適正に評価するというのがこの制度改革、変更の趣旨なのか。</p> <p>6者でずっとやってきて、落札率が非常に高くとどまっているなどの実態が示されればわかるが、今回の提案を聞いていると、配慮の話ではないが、そういうニュアンスを感じてしまうのでどうかなと思う。京都府と齟齬をなくすというのはひとつの方針というか指針だと思うのでそれを否定するものではない。</p> <p>6者より10者あって競争するというのが基本的にはいいことで、ずっと同じ6者で仕事を分け合っているというのが</p> | <p>わすというのはひとつの目安である。これでやってみて、下からやってきた業者の点数が非常に悪いということであれば当然P D C Aをまわさないといけませんが、実際に提供する工事の規模からして740点で京都府の工事も十分できているとなれば、(福知山市も740点に) 下げてもいいのではないかと思う。</p> <p>一緒である。</p> <p>基本は、競争性を確保するという。それと同じテリトリーでやっている京都府との齟齬をなくす。800点と800点以下で実際に施工として目に見えた能力の差が大きくないのであれば、まずは競争性を確保するために、ランクとしては京都府と同じものに一度合わせるとしてもいい。</p> <p>経審点は会社の体力も含めての話である。結果としては、工事がしっかりしたものが出来てくるというのが最終的な結果なので、そういう意味では評定点の平均点がBの10番目のところでも75点ある。1件しかないが、Bの2番目の業者でも76点ということで、工事の出来高の成績として大きく差があるものではないのではないかと捉え方もあり、京都府との整合、あとは競争性も考え今回の区切りをした。少しフォローできるような資料、過去の実績などの資料を整理したい。</p> |
|---|--|

あまりいい図式ではないのは確かである。これを改善するにしても、60点も大幅にダウンさせると、いろいろ憶測を呼んだりするので、慎重にやるべきだ。市内業者にとって、自分がどういうランクに来るのか、またどういう枠組みで入札に参加できるかというのは死活問題にもなる。例えば、来年は750点にし、その次は740点にするというように予告をして努力をさせるという方法もある。そうすれば、その点数に少し足りない業者は努力をすることにもなるのでそういう方向はどうか。そこを検討されたほうがいいかもしれない。

740点に下げることによって競争性が高まることは基本的には望ましい方向だ。それは評価していい。ただ、740点にする理由が京都府と合わせるだけではもう一つ弱いのではないか。なんらかの付け加えた説明が必要ではないか。

ほとんど主だった仕事は市内の業者が取っている。今回の制度改革の中で、さらに電気工事について市内業者に優先す

少し説明の資料を検討したいと思う。

入札制度改革について、目的などが大綱と整合性があるのならよい。入札制度改革も公契約の一環であるとの意見があった。市内本社・本店に発注することについては、他の自治体も市内に発注している状況なら問題はないが、市外業者の排除につながるのではないかという話もあったが、市外業者に発注する場合についても説明した。判断については、委員会にお任せするという意見を伺ったので報告する。

1つ目の議題として論議いただいた公契約大綱の基本的な考え方と、市長の公約の中で、結果的に市内に本社・本店の受注状

|  |  |
|--|--|
| <p>べきような課題とか方向性を入れたいのか。</p> <p>実際に電気工事の資料を見ると市外業者が入る余地がない。特別の難しい仕事とか大きな仕事については入っているようだが、さらに市内を優先するというのは今入っている業者を守るために、よそからは金輪際参入させないという宣言に聞こえるため、この問題の取扱いは重要である。</p> | <p>況も示したが、市内の本社・本店の業者を活性化させたいという思いもあっての入札制度の提案という形である。</p> |
|--|--|